

令和6年度第1回宇治市情報公開・個人情報保護審議会

会議名	令和6年度 第1回 宇治市情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和6年7月9日(火) 午後3時00分～午後4時00分
場所	宇治市役所5階501会議室
出席者	(委員) 原田委員 村中委員 和田委員 高橋委員 (事務局) 中嶋課長 高橋副課長 綿引係長 森岡主任 岡田主任 尾上主任 吉藤主任 (傍聴者) 1名 (記者) 1名
<p>令和6年度宇治市情報公開・個人情報保護審議会の開会に先立ち、市長挨拶が行われた。</p> <p>(1) 市長から挨拶が行われた。</p> <p>(2) 事務局から、各委員の紹介を行った。</p> <p>(3) 事務局から、事務局職員の紹介を行った。</p> <p>その後、会長の選出及び職務代理者の指名を行った。</p> <p>(1) 会長の選出 委員の互選により、原田委員が会長となった。会長から就任に当たっての挨拶が行われた。</p> <p>(2) 職務代理者の指名 会長は、職務代理者に村中委員を指名し、村中委員は了承された。 会長職務代理から就任に当たっての挨拶が行われた。</p> <p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局) 本日の予定及び資料について説明した。</p> <p>(1) 本日の予定及び資料 ア 令和5年度情報公開制度実施状況について(報告事項) イ 令和5年度個人情報保護制度実施状況について(報告事項) ウ 令和5年度審議会等の会議の公開の運用状況について(報告事項)</p> <p>3 報告事項 令和5年度情報公開制度実施状況について</p> <p>(1) 事務局から、資料に沿って説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答 (会長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。 (委員) 決定単位201番から207番までは同一人からの請求か。 (事務局) そうである。</p>	

- (委員) 存否応答拒否の決定をしたのは、決定単位201番から207番までだけか。
- (事務局) 決定単位193番及び195番から198番までについても存否応答拒否の決定をしている。
- (委員) 令和5年度の請求は、全て当事者からの請求か。弁護士等の代理人からの請求はあったのか。
- (事務局) 全て当事者からの請求である。
- (委員) 決定単位190番の新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度申請についての請求が取下げになっているのか。
- (事務局) 請求が取り下げられ、情報提供を行った。
- (委員) どのような内容を情報提供したのか。
- (事務局) 情報提供をした内容としては、令和6年3月26日時点の宇治市予防接種健康被害救済制度の申請者の性別、年代、ワクチンの種類等を一覧表にしたものを提供した。
- (委員) 情報公開請求として対応した場合と、情報公開請求が取り下げられ情報提供として対応した場合との違いは何か。また、情報公開請求が取り下げられ、情報提供として対応するに至った理由は。
- (事務局) 請求された内容が、新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度申請についての一覧表であったが、その公文書は存在せず、情報公開請求としては不存在の決定となる。職員が請求内容に沿った一覧表を作成し、情報提供できる旨を請求者に伝えたところ、了承を得られたため。
- (委員) 情報提供を行う根拠規定はあるのか。
- (事務局) 宇治市情報公開条例第3条第3項の規定により情報提供を行っている。
- (委員) 決定単位77番の宇治市文化会館指定管理者公募に係る文書の請求について、部分公開としており、業務の具体的提案については非公開としているが、どの程度非公開としたのか。
- (事務局) 指定管理者が行う事業の予定及びその内容については指定管理者の事業のノウハウであるため、非公開としている。
- (委員) 決定単位4番の危険物施設の所在地等の情報公開請求が取下げとなっているが、対象の公文書が存在しないため取下げとなったのか。
- (事務局) 対象の公文書が多数あったため、請求内容をまとめた表を作成し、情報提供で対応した。
- (会長) 他に質問はあるか。ないようなら次に移る。
- 4 報告事項 令和5年度個人情報保護制度実施状況について
- (1) 事務局から、資料に沿って説明を行った。
- (2) 質疑応答
- (会長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。

(委員) 決定単位2番の請求内容について、個人情報の漏えいを防止したいとあるが、どのような文書を請求していたのか。また、取下げに至った経過は。

(事務局) 請求者に請求内容を確認したところ、第三者に住民票、戸籍等を取得されていないかを確認したいという趣旨であったことから、事前登録型本人通知制度について説明したところ、請求を取り下げられた。

(委員) 令和5年度において訂正請求及び利用停止の請求が無かったとのことだが、個人情報開示に関する根拠規定が条例から法に変わったことで請求が減ったのか。

(事務局) 令和4年度に1件訂正請求があったが、以前から訂正請求及び利用停止の請求はほとんどない。

(委員) 令和4年度と比べて令和5年度は請求件数が増えているが何か理由があるのか。

(事務局) 令和5年度については、戸籍に関する請求が増加したが、例年と比較して、請求件数は大幅には増加していない。

(会長) 他に質問はあるか。ないようなら次に移る。

5 報告事項 令和5年度審議会等の会議の公開の運用状況について

(1) 事務局から、資料に沿って説明を行った。

(2) 質疑応答

(委員) 3の会議の非公開理由の「公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合」というのは何か法令上の根拠があるのか。

(事務局) 法令上の根拠ではないが、審議会等の公開基準を、宇治市審議会等の会議の公開に関する指針において定めており、会議を公開することにより公正円滑な審議が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合には非公開とすることができる」と規定している。

(委員) 宇治市情報公開・個人情報保護審議会条例第12条で「審議会が諮問に応じて行う調査審議の手続、は公開しない」と規定されているが、この規定は「公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合」に当たるのか。

(事務局) 審議会条例第12条はインカメラ審理を想定しており、審議の中で個人情報を扱った場合、非公開の理由としては第12条が根拠になるのではなく、情報公開条例第6条第2号が根拠となる。

(委員) 審査請求が出されて諮問を受けて審議をするが、その審議全てが非公開になるわけではないということか。

(委員) 全部が非公開であると考えられる。

(委員) 会議は原則公開であるべきだが、理由があれば非公開にでき、その内容が情報公開条例第6条各号に限定列挙されている。条例に限定列挙されていない非公開事由を、

指針という内規的な形式のものによって付け加えていいのか。

(委員) 指針ではどのように規定しているのか。

(事務局) 指針第3において、「審議会等は法令、条例等の規定により会議が非公開とされている場合を除き、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。」と規定しており、第1号に「情報公開条例第6条各号に掲げる情報に関し、審議等をする場合」と、第2号に「会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合」と規定している。

(委員) 審議会条例第12条に規定している「審議会が諮問に応じて行う調査審議の手続」は、審議の内容に応じて情報公開条例第6条各号のいずれかに当てはめて件数を計上しているのか。それとも、指針第3(2)の「会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合」として件数を計上しているのか。

(事務局) 仮に情報公開・個人情報審議会において審査請求の内容を審議することとなった場合、個人情報に関する内容を審議するのであれば、会議の非公開理由を情報公開条例第6条第2号に該当するものとして件数を計上することになり、審議の内容に応じて件数を計上する。

(委員) 情報公開条例第6条各号に該当しない会議は、どのような会議か。

(事務局) 大体の審議会等で、会議の非公開理由について指針第3(2)と情報公開条例第6条各号を重複して計上している。

(委員) その場合、会議の非公開理由を指針第3(2)と情報公開条例第6条各号を重複して計上するよりも、情報公開条例第6条各号のみを計上する方が、指針第3(2)の規定の内容からして適切ではないか。

(委員) 来年度以降、計上の仕方を整理されたい。

(事務局) 検討する。

(委員) 審議会条例第12条の規定について、審議会ではインカメラ審理の手続があったときに限って非公開ということではなく、審議会が諮問に応じて行う調査審議の手続は非公開であるということが原則ということによいか。

(事務局) そうである。

(委員) 会議を非公開で行うときは、その会議で非公開とすることを決めてから非公開としているのか。

(事務局) 最初から非公開で行うことが決まっている審議会等については、会議の中で非公開で行うことについての採決はしていない。

(会長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。ないようなら次に移る。

6 その他連絡事項について

令和6年度第1回宇治市情報公開・個人情報保護審議会

次回の審議会については現時点では開催する予定はないことを確認した。

7 閉会

(会長署名)